

津市景観計画の策定に向けた景観行政団体への移行について

1 津市景観計画の策定

景観計画は、平成 17 年に全面施行された景観法第 8 条第 1 項に基づき、地方公共団体が景観行政団体となって策定する良好な景観の形成に関する計画です。

津市には、山地、平野、海などの豊かな自然景観を始め、山間集落や農村集落、住宅地、商業地、工業団地など様々な土地利用が見られ、さらには本市の歴史を今に伝える街道筋の歴史的なまちなみなど多種多様な景観が見られます。

本市では、市民の大切な共通資産であるこれらの景観を守り、育て、次世代に継承することを目的として津市景観計画の策定に向け取り組んでいます。

2 経過

景観計画の策定については、平成 21 年度に良好な景観づくりに関して幅広い意見聴取を目的として設置した、関係団体や市民の代表で構成する「津市景観づくり懇談会」や都市景観の保全と形成の推進を目的として設置している「津市都市デザイン委員会」での協議、関係部局等との調整、景観上重要な地区として位置付ける「景観形成地区」の住民の皆様との協議など、様々な御意見を伺いながら計画素案の検討を進めてきました。

なお、平成 23 年 2 月には、景観計画骨子（案）をまとめ、建設水道委員会で御協議いただいたところです。

3 景観行政団体への移行

現在、本市域については、平成 20 年から運用されている三重県景観計画により、三重県が景観誘導を行っています。

本市が独自の景観計画により景観誘導を図るためには、景観法の規定により景観行政団体に移行した上で景観計画を策定する必要がありますが、移行と同時に三重県景観計画の区域から除外されることから、津市景観計画を運用するまでの間、本市が景観行政団体として三重県景観計画に基づく運用を行うための津市景観条例を制定します。

その後、津市景観計画の策定に合わせて津市景観条例を改正することにより、津市独自の景観形成基準に基づく景観誘導を図ろうとするものです。

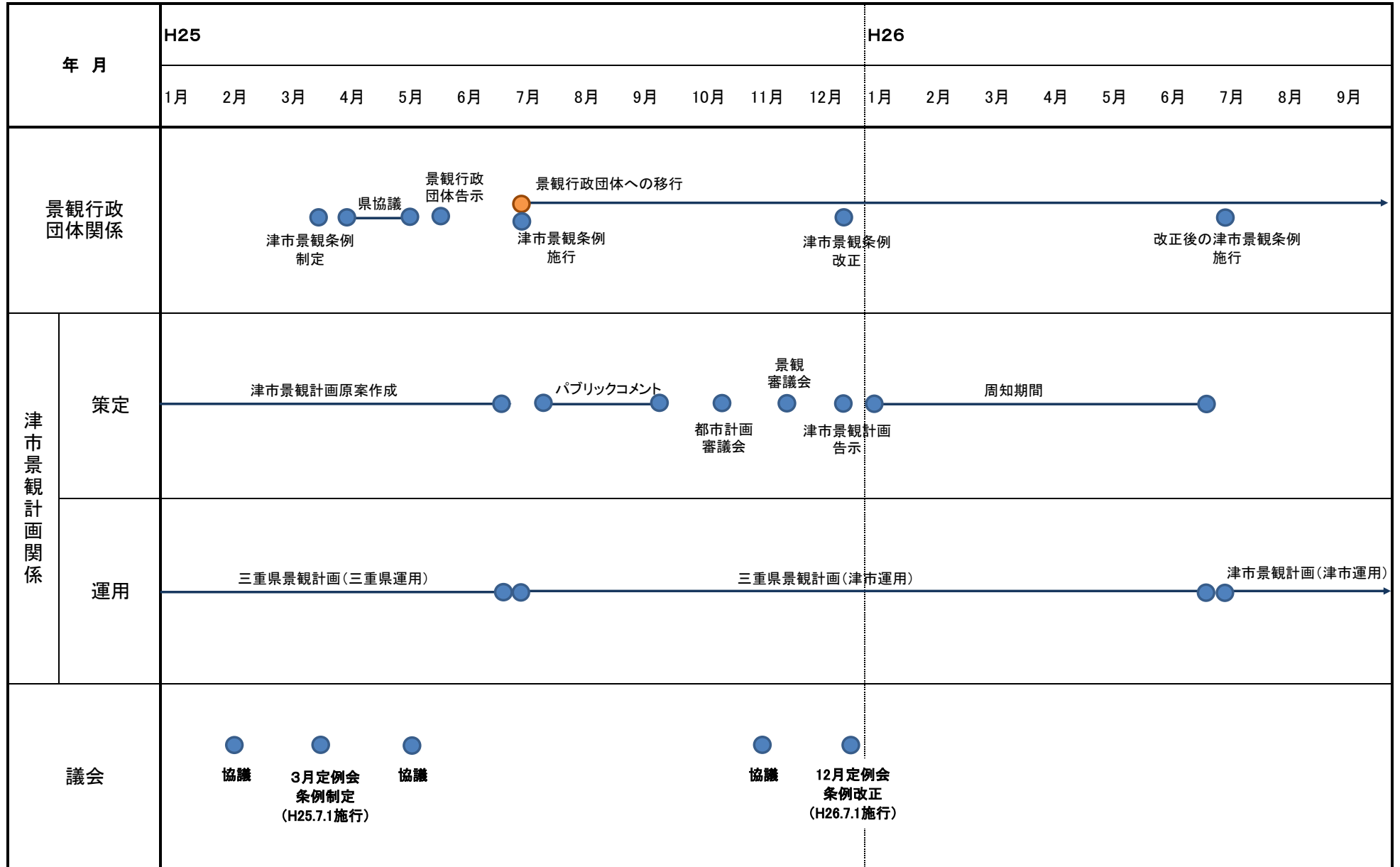
4 今後のスケジュール（１－参考２）

今後の手続きとして、津市景観条例（本市が三重県景観計画を運用するための条例）の制定について、平成２５年第１回津市議会定例会で御審議いただいた後、県との協議を経て景観行政団体に移行します。

また、津市景観計画（案）については、課題の整理・調整を行った後、パブリックコメントや津市都市計画審議会の意見聴取等を経て本計画（案）を確定しますが、その進捗に応じて議会にお示しし御意見を頂きます。

その後、本計画の運用を目的とした津市景観条例の改正について御審議いただき、一定の周知期間を経て運用を開始します。

景観計画運用に向けてのスケジュール



○景観法（抜粋）

（定義）

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2～6 略

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における（略）土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

一～五 略

2～11 略

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

3～8 略

（市町村による景観行政事務の処理）

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

- 3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、（略）その旨を公示しなければならない。

県内の景観行政団体の状況

景観行政 団体名	景観行政団体 となった日	景観計画 を施行した日
三重県	平成 16 年 12 月 17 日	平成 20 年 4 月 1 日
伊賀市	平成 18 年 12 月 1 日	平成 21 年 1 月 1 日
四日市市	平成 19 年 10 月 10 日	平成 20 年 4 月 1 日
松阪市	平成 19 年 12 月 1 日	平成 21 年 1 月 1 日
伊勢市	平成 20 年 3 月 1 日	平成 21 年 10 月 1 日
鈴鹿市	平成 21 年 1 月 1 日	平成 23 年 1 月 1 日
桑名市	平成 22 年 7 月 1 日	平成 23 年 10 月 1 日
亀山市	平成 22 年 10 月 25 日	平成 23 年 9 月 1 日
志摩市	平成 24 年 8 月 1 日	平成 25 年度(予定)

平成 24 年 12 月 31 日現在

津市景観計画の骨子（案）

第Ⅰ編 はじめに

第1章 良好な景観の形成に向けて

『景観とは』

生活の場における景観は我々に心地よさや快適性を感じさせ、余暇の場における景観は感動や安らぎを与えてくれます。つまり、景観は私たちの生活に深く関わるものであり、その都市の個性や魅力、そして住民の心も現わすものです。

津市景観計画の 基本理念

良好な景観は
市民共通の資産

景観づくりは
魅力づくり

基本姿勢

共通の価値観を持って、協働で取り組む景観づくり

長期的な視点に立って、次代の人々へ手渡す景観づくり

津らしさを具現化し、愛着と誇りの持てる景観づくり

第Ⅱ編 景観の現況

第2章 津市の景観特性

津市の景観特性を整理すると次のとおりです。

山と海に囲まれた豊かな自然景観



緑の景観



農の景観



水辺の景観



水辺の景観

歴史文化薫る景観



歴史の景観



歴史の景観



祭事・伝統行事の景観



祭事・伝統行事の景観

市街地を構成する様々な景観



商業業務地の景観



住宅地の景観



沿道の景観



工業地の景観

市民の記憶に残る景観



余暇・イベントの景観



余暇・イベントの景観



語り継がれる景観



校歌に登場する景観

第Ⅲ編 景観形成の方向性

第3章 良好な景観形成の考え方

特性のまとまりを大切にした景観の形成

ゾーン別の方針

地域を超えて伸びる骨格となる景観の形成

軸別の方針

個性豊かで魅力ある景観の形成

地区別の方針

良好な景観形成を支える環境づくり

景観形成の推進方針

第4章 良好な景観の形成に関する方針

ゾーンの方針

◆山地景観

周辺の山並みとの調和に配慮した景観形成の方針を定めます。

◆田園景観

集落や水田等との調和に配慮した景観形成の方針を定めます。

◆市街地景観

まちなみとの調和に配慮した景観形成の方針を定めるとともに、さらに商業業務地、住宅地、工業地、一般市街地、海岸の5つの景観特性に分けて景観形成の方針を定めます。

軸の方針

◆道路

道路とその沿道における景観形成の方針を定めます。

◆鉄道

鉄道沿線における景観形成の方針を定めます。

◆河川

河川とその周辺における景観形成の方針を定めます。

地区の方針

歴史的まちなみ、駅周辺など本市の個性ある地区について、魅力ある景観が形成されるよう方針を定めます。

◆楠原地区

◆一身田寺内町地区

◆津駅東地区

◆津駅西地区

◆津城跡周辺地区

◆津なぎさまち・フェ

◆ニックス通り地区

◆榊原温泉地区

◆多気地区

◆奥津地区

◆三多気地区

景観形成の推進方針

市民や地域が主体となって良好な景観の形成が推進されていくよう、意識啓発等の方針を定めます。

意識啓発・知識普及、推進体制の構築等

第Ⅳ編 景観形成に関する施策

第5章 施策の考え方

大規模な行為
の景観誘導

景観形成上重要な地
区における景観誘導

景観を構成する重要な
要素の保全・整備

景観形成
の推進

周辺の景観に影響を与える行為を誘導し、魅力ある景観を育む
市民・事業者の支援や各種制度の活用による良好な景観を形成する

第6章 行為の制限に関する事項

景観計画区域をゾーンやエリア、地区に区分し、届出制度の運用により、景観形成基準に基づく景観誘導を行います。

一般地区における景観誘導

ゾーンやエリア別に景観形成基準を定め、対象となる行為が周辺の景観と調和するよう、良好な景観の形成を図ります。

◆山地景観ゾーン

◆田園景観ゾーン

◆市街地景観ゾーン

・商業業務地エリア ・住宅地エリア
・工業地エリア ・一般市街地エリア ・海岸エリア

景観形成地区における景観誘導

地区の景観特性をふまえ、地区ごとに個別の景観形成基準を定め、魅力ある景観の形成を図ります。

地域の魅力向上や賑わいづくりに向け、景観づくりに取り組む地区を重点地区とし、きめ細かな景観に取り組みます。

第7章 景観を構成する重要な要素の保全・整備

地域の景観を特徴づける建造物や樹木

重要な建造物や樹木は景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木として指定し、その保全を図ります。

都市や地域の骨格となる公共施設

景観上重要な公共施設は、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、適正な整備を進めます。

第8章 景観形成の推進

良好な景観の形成の促進・支援

市民・事業者・行政の役割を示すとともに、良好な景観の形成を促進するための仕組みづくりを進めます。

第Ⅴ編 計画の進行管理

第9章 計画の進行管理

景観計画を着実に推進するため景観審議会を設置するとともに、総合的な推進体制を構築します。